

原子力規制庁臨時ブリーフィング

- 日時：平成 25 年 2 月 1 日（金）18:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：森本次長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、只今より原子力規制庁の臨時の会見を始めさせていただきたいと思えます。それでは、次長、よろしくお願ひします。

○森本次長 急な会見にお集まりいただきまして、ありがとうございます。原子力規制庁の次長の森本でございます。

本日発表いたしました処分と、併せて人事異動について御説明をいたします。

原子力規制庁審議官、名雪哲夫を内規に基づく訓告といたしました。この処分は本日付です。また、同時に、名雪氏を文部省に出向させる人事を発令いたしました。後任には、当面の間、櫻田道夫審議官を当てるということとございます。

まず、経緯について御説明をいたします。1月22日、先週の火曜日ですが、審議官は、本庁内の執務室において、日本原子力発電株式会社の常務他2名の計3名と30分ほど面会をいたしました。規制庁側からの同席者はおりませんでした。その席で審議官が原電側に、28日の敦賀発電所敷地内破砕帯の現地調査に関する有識者会合（第2回評価会合）で公表される予定となっていた評価取りまとめ案のドラフトを渡していたことが判明いたしました。

原子力規制委員会では、規制業務の独立性、中立性を強化するとともに、国民の疑念や不信を招くことがないようにという観点から、第1回の原子力規制委員会の会合で透明性確保のための方針というのを決定しております。この中で、被規制者との面談を行う場合には、緊急時等のやむを得ない場合を除き2人以上で対応すると規定されており、本件の行為はこれに違反をしております。

また、資料を日本原電側に渡した点についても問題があります。資料自体は公開の有識者会合でそれまでに議論されてきた内容をまとめたもので、必ずしも公表されていない情報が含まれていたわけではありません。しかしながら、被規制者との間で中立性を重視する規制組織の職員として著しく軽率な行為であります。

この2つの点で、審議官の行為は不適切であったと判断されました。処分の事実関係としては、以上でございます。

次に、発覚の経緯と規制庁の対応について説明をいたします。規制庁として係る事案を覚知したのは翌日の23日、本人からの申し出によつてであります。これを受けて、即時に田中俊一委員長に報告し、事実関係の確認を開始いたしました。その結果、審議官本人が1人で面会したことと、資料を渡してしまったことを認め、正当な理由がない、

不注意による行為と判明いたしました。このため、直ちに規制庁長官から本人に対し譴責するとともに、担当していた一切の職務から外す暫定措置をとりました。その後、事実関係の確認と人事に関する手続を行い、本日の発表となったものでございます。

この件につきまして、田中俊一委員長から池田長官に対して、以下の指示がありました。原子力の規制組織として信頼回復に努めている中で、原子力規制庁幹部がこのような行為をしたことは誠に遺憾である。事故の反省を踏まえて生まれた規制庁においては、特に被規制者との接触を慎重に、透明性をもってすべきだと考えていただけない、非常に軽率であったと言わざるを得ない。被規制者との適切な関係がなぜ必要なのか、職員に対し、改めて規制者としての精神を徹底することが必要である。襟を正して職務に当たっていただきたい。

これを受けて、本日の午後、長官から幹部職員に対して訓示を行いました。また、各管理職から全ての職員に対しまして委員長の指示を伝達し、徹底を図ることとしております。こうした事態の発生は極めて遺憾であり、今後、襟を正して精励していく所存であります。

こちらからは以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、只今から皆様方の質問をお受けしたいと思います。質問については、マイクが届いてから、所属とお名前をおっしゃってから、質問をお願いします。

それでは、質問のある方、挙手をお願いします。では、アマノさん。

○記者 産経新聞、アマノでございます。

まず、そもそも、なぜそういう文書を渡したのでしょうか。本人からの言い分というのはどういうものなのでしょうか。

○森本次長 まず、どんな理由であれ、資料を渡したというのは、とにかく軽率であると考えております。本人からは、秘密の打ち合わせなどという意識はなかったということではありますけれども、事実の重さには変わりはないと考えております。

○記者 受け取ったことで、例えば、金銭、物品の受け渡し、あるいは接待などの利益供与、これまでの過去の分も含めて、何か確認したものはありますか。

○森本次長 そういうものはございません。

○記者 ない。23日に覚知したわけですが、その時点で公表しなかった理由、その時点で長官から譴責とありますが、譴責は公表事案には入らないのでしょうか。

○森本次長 当たりません。

○記者 なぜ23日に公表しなかったのでしょうか。

○森本次長 まず、事実関係の確認を明確にする必要があるということで、事実関係の確認に時間を要したというものでございます。

○記者 戒告にした理由なのですか、他の処分、もう少し重い処分の検討はなかつ

たのでしょうか。

○森本次長 内規としては一番重いものでございます。

○記者 事業者との癒着に関してのルールとして、2人以上というものがあるとおっしゃっていましたが、そうすると、1人だったから自分から申し出た、その辺の経緯がよく分からないのですけれども、なぜ自ら申し出たのですか。

○森本次長 まず、本人は、面会記録というものを提出しておりまして、既にホームページにもアップさせていただいております。本人としては、一言で言えば軽率にそのようにやったのだらうと考えております。

○記者 基本情報なのですけれども、名雪審議官の年齢は幾つなののでしょうか。

○森本次長 彼は、昭和33年の11月7日生まれですので、現在は54歳であろうかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方。では、ニシカワさん。

○記者 毎日新聞のニシカワです。

確認ですけれども、面会は原電側からの要請で面会したということでしょうか。

○森本次長 そのとおりです。

○記者 それで、ドラフトを要求されて渡したということなののでしょうか。原電側から求められて渡したということなののでしょうか。

○森本次長 詳細は承知しておりません。まず、面会は、儀礼上の挨拶ということで申し込まれたと本人は言っております。ただ、実際には、個別サイトの具体的な話に及んだらうということ、その中で渡したと聞いております。

○記者 その時点でのドラフトと、先日公表されたものとは、何か内容の変更はありますか。

○森本次長 ドラフトですので、内容の変更はございます。ホームページでその資料もアップしてございますので、それで確認いただければと思います。

○記者 ドラフトと、28日に出たものというのは。

○森本次長 同じものではございません。

○記者 ドラフトもアップされているのですか。

○森本次長 ドラフトもアップされております。面談記録をホームページにアップする際に、何を渡したかというものについてはアップしておりますので、アップしてございます。

○記者 では、ホームページに載せた時点で。

○森本次長 いえ、ホームページは本日載せました。

○記者 本日ですか。では、とりあえずいいです。すみません。

○司会 他にいらっしゃいますか。では、タテヤマさん。

○記者 TBSのタテヤマです。

この審議官ですが、日本原電側と接触を持ったのは今回が初めてなのか、この方、文部科学省の出身だと思うのですが、文科省時代からこういう接触が日常的に行われていたのか、その辺はいかがでしょうか。

○森本次長 儀礼上の挨拶として接触していたというのはあるということですが、今回のようなやりとりについては初めてと本人は申しております。

○記者 儀礼上の接触というのは、規制庁に移ってからということでしょうか。何回あったのですか。

○森本次長 儀礼上の挨拶については特に制限をかけておりませんので、それについては確認をしておりません。

○記者 他の電力会社との接触もあったのでしょうか。

○森本次長 いわゆる儀礼上の挨拶はあったと聞いております。

○記者 28日の会合の前に渡したことが発覚したわけですが、28日の会合自体を取りやめるですとか、そういう判断はなかったのでしょうか。

○森本次長 そういう判断はしておりません。

○記者 それはなぜでしょうか。

○森本次長 22日以降、資料に関して、審議官からは指示は一切なかった、原電からも特段の動きはございませんでした。とりわけ23日以降はその職を外してございますので、必要がないという判断でございます。

○記者 最後に、28日の評価会合の時に取りまとめが行われず、ピアレビューという形の評価が取り入れられたのですが、これはこの審議官の行動と関係があるのでしょうか。

○森本次長 全くございません。

○記者 この事実とは関係ないということですね。

○森本次長 全くございません。

○記者 分かりました。

○司会 では、シズメさん。

○記者 共同通信のシズメです。

事実確認ですが、来たのが原電の常務と、他の2人というのはどういう担当でしょう。

○森本次長 原電の内村常務と、あと、お二方、それは後ほどよろしゅうございませうか。

○記者 内村常務と名雪審議官は、例えば、安全委員会時代とか、面識はあったということですか。

○森本次長 そこは承知しておりません。

○記者 承知していない。渡す方も渡す方なのですが、渡してくれと頼む方も非常に問題があると思うのですが、原電に対しては、指導とか、何かされているのでしょうか。

- 森本次長 やりとりについては原電に確認しておりませんので、渡してくれと言ったのかどうかも確認しておりません。したがって、原電に対して何かをやるという予定はございません。
- 記者 なぜ確認していないのですか。
- 森本次長 要すれば、こちらの内規として名雪審議官を処分するものでございますので、そこについては必要はないと考えています。
- 記者 規制をする対象ですよ、日本原電。それで、個別に面談をして、資料を渡してくれと言っただけではないということも日本原電はよく知っているはずですね。それに対して何も言わないという姿勢で、規制庁としてよろしいのですか。そういう姿勢でいいのですか。
- 森本次長 まず、規制庁として、儀礼上の面談以外の面談をする、あるいはそうしたドラフトの段階の資料を渡す、このことについては厳しく対処する必要があると考えております。
- 記者 評価会合の後、日本原電は即座に反論会見なるものを行っていますね。この準備にそのドラフトが使われたと考えられますけれども、そういう影響も出ているのではないのですか。
- 森本次長 そこは確認しておりません。
- 記者 今後も日本原電に対して何も言うことはないということですか。なめられませんか、そんなので。
- 森本次長 そこは考えておりません。
- 記者 予定はないということですか。
- 森本次長 はい。
- 記者 分かりました。
- 司会 次、いらっしゃいますか。では、マツイさん。
- 記者 テレビ朝日のマツイと申します。
- 渡した資料をホームページに公開したということなのですが、今、私のパソコンもつながっているのですが、どちらでしょうか。トップページから見当たらないのですが。
- 司会（広報課長） 広報課長です。ホームページを担当していますが、トップページから行ってですね。
- 記者 要するに、「新着情報」には入れないで。
- 司会（広報課長） 新着ではなくて、トップページの「情報の公開」、それに事業者との面談のコーナーがあります。その中の3番目の被規制者との面談があります。ここをクリックしていただくと、そこの1月です。一番上に1月22日と。
- 記者 ここで渡したものがということなのですね。
- 司会（広報課長） はい。

○記者 分かりました。今、こういう話になった時に、審議官の方の名前を原子力規制委員会のホームページで検索しようとする、例えば、第7回、8回の地震・津波に、7回にはお出になって、8回にはお出になっていません。私たちは取材をして知っていますが、公式記録としてホームページには残っていないのですね。出席者の名前が出ていませんから、ホームページ上には。議事録にも名前が載っていませんし。これ、以前から私がずっと言い続けていることで、当日そこに載せたからいいではないかとか、名前がなくても最初に名乗ったからいいではないかと言っているのですが、こうやってみると、第7回に出席したのに、第8回に出席していないというのは、当日配られた座席表には確認できたのですが、記録として残されていないのですね。やはりそういうことで守ってきたというような意識を私はずっと指摘しているのですけれども、否定なさっていますけれども、やはりそういうことがあるのではないですか。

○森本次長 もとより、かねてより御示唆のあった点で、出席者が明確になるようにということで、発言する際に名前を必ず言う、また、御指摘があったことを踏まえて、当日の資料配付の中で誰が出席者か明確にするというところまでやっておりましたが、今、御指摘のあったように、議事録でクリアにできていないという点は改正をしたいと思います。

○記者 今後は直すということですね。

○森本次長 直したいと思います。

○記者 遡って、これは直すということですか。

○森本次長 努力をしたいと思います。

○記者 バックフィットと。

○森本次長 バックフィット、努力したいと思います。

○記者 分かりました。よろしくお願いします。

○司会 他にありますか。では、フナコシさん。

○記者 読売新聞のフナコシです。

なぜ渡したのか全然分からないのですけれども、やりとりの中でというのですが、どういうやりとりで、何を思って渡したのですか。渡していいと思ったのですか。

○森本次長 すごく端的に申し上げれば、渡していいと考えたということでございます。

○記者 原電から求められて、渡していいやとなったということですか。

○森本次長 本人は、評価会合の議論をより実りあるものにするという意識のもとに渡したという認識であったと称しておりますが、それゆえに軽率であると考えております。

○記者 議論を実りあるためというのが全然分からないのですけれども、どういう意味なのですかね。

○森本次長 私にも分かりません。

○記者 本人は、渡すことが実りあるものにつながると言っていたと。ただ、

- 軽率だったというのは、次の日に軽率だというふうに気づいたということなのですか。
- 森本次長 基本的にそうだと考えています。
- 記者 もう一回確認で、原電から求められたということでもいいのですか。
- 森本次長 そこも本人から明確にしております。
- 記者 明確にしていないうし、明確にする必要もないと思っているのですか。
- 森本次長 はい。
- 記者 あと、1人では会わないというルールなのに、結局、1人で会っていたと。審議官に秘書とかもついているわけですね。来て、そこで1人で会っているということは分かるわけで、何で周りも気づかないか。当日に。
- 森本次長 まず、儀礼上の挨拶だけであれば、そこを制約しているわけではありません。それが長引いた時に、職員を呼び込むとかいう努力をすべきだったというのは、まさにその審議官の問題であったというふうに理解をしています。
- 記者 最初は挨拶のためだったはずが、それがいつの間にか話し込んでいて、中で話していた、そういう理解でよろしいのですか。
- 森本次長 はい。実際、挨拶を超えて個別サイトの話に移った段階で、途中からでも他の職員に同席を求めるなどの対応ができたはずだと考えております。そういう意味で、そういうことをしなかったことが内規に反すると考えております。
- 記者 あと、再発防止策というのが全く分からなくて、襟を正すとか、それは精神論であって、具体的にどうやって防止するのか、全く見えてきません。
- 森本次長 まず、今回の事件は、先般の委員会で決定された組織理念というものが徹底していないということに起因すると考えています。その中でも、透明で開かれた組織という考え方の徹底が図られていないということであろうかと思えます。再発防止策として何が必要か、早急に検討したいと考えております。まずは組織理念のオフィス内への掲示であるとか、個々の職員への徹底といったものは工夫をいたしますが、それで十分とは考えておりませんので、さらに再発防止策を考えたいと考えております。
- 記者 もう一点、最後に、原電へのペナルティというのはないわけですね。そういうふうに接触して、もらったなら、本人たちがもらって帰るのではなくて、そんなのおかしいですよと言えるわけですね。
- 森本次長 これは規制庁職員たる名雪審議官の問題点であると考えております。
- 記者 ということは、あくまで個別の問題であって、組織全体の問題ではないというふうに聞こえるのですけれども。
- 森本次長 おっしゃるとおりで、本人の聴取によっても、全く個人の判断であり、関係の職員を含めて関与は全く否定しておりますので、個人の問題であろうと考えています。
- 司会 では、3列目の方。
- 記者 赤旗日曜版のミウラと申します。

ちょっとよく分からないのですけれども、話し出して、原電から求められたのか、それとも自発的にお渡ししたのか、どちらなのですか。

○森本次長 そこは分かりません。

○記者 なぜそれは分からないのですか。

○森本次長 要するに、この問題は、名雪審議官本人の、いわば規制庁としての自覚の問題であり、それに対しては、内規、あるいは更迭ということで処分をしたいと考えております。

○記者 いや、処分するのはいいのですけれども、向こうが、原電が、非公開の資料をくれと言ったかもしれないではないですか。言っていないのですか。

○森本次長 承知しておりません。

○記者 いやいや、言ったかどうか調べないと、その次の段階に進まないではないですか。それは調べないのですか。

○森本次長 調べる予定はありません。

○記者 何ですか。

○森本次長 何遍も申し上げますように、本件は名雪審議官の個人のいわば過ちであり、かつ個人の軽率な行為、内規違反と理解をしております。

○記者 原電が不正をしていないという保証は、今ここで示すことができるのでしょうか。原電が不正をしていないということを、規制庁として、規制委員会として保証しているということですね。

○森本次長 いいえ。

○記者 保証できないなら、なぜそれは調べないのですか。

○森本次長 その必要はないと考えております。

○記者 なぜその必要がないのでしょうか。

○森本次長 何遍も申し上げますけれども、本件は名雪審議官が、いわば規制庁職員としての自覚のない行為をしたということをもって処理したいと考えております。

○記者 不正があったらどうされるのですか。

○森本次長 不正があったかどうかとは、どういう意味でしょうか。

○記者 何らかの金品の授受とかあったかもしれないし、非公開のものをくれと言ったかもしれないではないですか。

○森本次長 まず、金品の授与はないということで本人から聞いてございます。

○記者 非公開のものについてはいかがでしょうか。

○森本次長 それは承知しておりません。

○司会 同じ質問、堂々巡りなので。

○記者 堂々巡りといっても、一番大事なところではないですか。何で聞かないのかというのは分からないわけでしょう。

○司会 すみません、他にもまだ質問されたい方がいらっしゃるのです。

他にいらっしゃいますか。では、オオムラさん。

○記者 東京新聞のオオムラです。

今、どういう経緯で渡ったのかがさっぱり分かりません。それが分からないと、国家公務員法違反とか、そういうこともあり得る話で、あるいは請託を受けて便宜を図ったということも考えられなくはないわけですね。そういう刑事責任とか、そういうものについてはどうお考えですか。

○森本次長 まず、国家公務員法との関係でございますけれども、今回、審議官から日本原電に渡された報告書案は、基本的にそれまでの公開の有識者会合で検討、議論されていた内容を取りまとめたものであること、それから、公務員としての守秘義務が課されていない有識者会合の委員にも渡されていることを踏まえれば、必ずしも守秘義務違反とは言えないのではないかというふうに認識しております。

○記者 金品を受け取っていないと、本人がそう言っているだけですね。それを規制庁として確認したわけではないですね。裏取りできるわけではないですね。ないと言っているだけのことをどうして信じられるのでしょうか。

○森本次長 問題になっているのは、28日の会議の資料を事前に渡したということでございますので、それについて名雪審議官が問題だということで、今回、処分をするというものでございます。

○記者 要するに、それが事前にもらえることが原電にとって利益であれば、利益の供与になるのですよ。そうしたら、利益供与をして、その見返りに何かもらっているかどうか、もしもらっていれば贈収賄になるのですよ。その辺り、本当にその辺まで認識して調査したのですか。刑事罰に当たる可能性もあるということを認識して、場合によっては司法当局に告発するなり何なりということも考えなかったのですか。

○森本次長 繰り返しになりますけれども、基本的にそれまでの公開の有識者会合の検討、議論してきた内容を取りまとめたものだということを踏まえて、いわば内規で名雪審議官の不適切な行為というものを処分したというものでございます。

○記者 角度を変えますけれども、森本次長は、事前に原電に対してドラフトを渡すことが原電にとっての利益ではないと、そういうふうにお考えですか。

○森本次長 非常に不適切な行為だと認識をしております。

○記者 いや違う、原電の利益かどうかを聞いているのです。

○森本次長 そこは私には分かりません。

○司会 次の方。では、サガエさん。

○記者 共同通信のサガエです。

冒頭の森本次長の発言からちょっと気になっていたのですが、これまでの審議の過程が公開されていたから、ドラフトを渡しても問題ないという、そういう認識なのでしょう。

うか。それは名雪審議官だけなのか、規制庁全体として、これまでの議論の過程が公開であれば、そういうドラフトが、秘密の資料とか、これまで公開されていないものには当たらないという認識なのですか。

○森本次長 まず、もとより、いわゆる守秘義務という、実質的な秘密のあるものの情報、公表されていない情報が含まれているとは認識はしておりません。しかしながら、まだドラフトの段階の資料を渡すということ自体は極めて不適切というふうに認識をしています。

○記者 ちょっと話が変わるかもしれませんが、今、安全基準の策定をされていて、各検討チームが一字一句でどういうふうに表現するかというのを詰めている議論をやっていると思います。それでああいうのが決まっている段階で、こっちは途中の審議を公開したからドラフトは構わないという理論がちょっとよく分からないのですが。

○森本次長 いや、構わないと申し上げているわけではなくて、それ故に彼を訓告という処分にし、かつ文科省に出向させるという、いわば更迭処分をさせていただいているものであります。

○記者 それから、先程の質疑の中で出たのですけれども、国家公務員法との関係で、報告書案が有識者のメンバーには渡っているということもあるので、義務違反ではないということで、被規制者と検討チームのメンバーを同列に扱っているのも、どういうことなのか、ちょっと理解できないのですが。

○森本次長 すみません、言葉足らずでございました。いわゆる実質秘という意味で、国家公務員法上の守秘義務というのはかかっております。そういう意味で、日本原電に渡された報告書の中身において、先程申し上げましたけれども、公開の有識者会合で検討、議論されていた内容であることを前提として取りまとめたものだ。そういうことが前提でありますので、守秘義務がかかっていない有識者の方にもお渡ししているという意味で、実質秘とは私どもは認識はしておりません。したがって、国家公務員法上の違反ということは言えないのではないかと考えているというものでございます。

○司会 次はいらっしゃいますか。では、オカダさん。

○記者 毎日新聞のオカダです。

先程、森本次長がおっしゃった被規制者との面談についてのホームページに載せられた資料を見たのですけれども、原電側からは、28日までの評価に関連して、新知見として当日説明させてほしい旨、要望があったと書いてあるのですけれども、儀礼上の挨拶という名目ではないのではないですか。

○森本次長 まず、儀礼上の挨拶としてアポをとったという事実はあるようでございますが、実際には、先程申し上げましたように、個別のサイトの議論に入ってしまった。その旨を彼は面談記録として提出したというもので、それをそのまま出させていただいたものであります。

○記者 名雪審議官がそういう理解で書いただけで、実際は儀礼上の挨拶でとったということですか。

○森本次長 最初のアポはですね。

○記者 なるほど。実際に会うのは初めてだったということですか。

○森本次長 儀礼上の挨拶としては会っているようでございますが。

○記者 今までも挨拶上会っているということですか。

○森本次長 儀礼上の挨拶というのはあったと聞いております。

○記者 会うのは何回目なのですかね。儀礼上の挨拶も含めて。

○森本次長 そこまでは調べておりません。

○司会 他にございますか。では、ニシカワさん。

○記者 朝日新聞のニシカワです。

今の質問の確認なのですが、初対面ではなかったということですか。その常務とは。

○森本次長 それはそうだと思います。実際に評価会合等で会っておるかと思えます。

○記者 個別に会ったことはあるのかどうかということですか。

○森本次長 いわゆる儀礼上の挨拶として会ったことはあるようでございます。

○記者 分かりました。

あと、もう一点、確認なのですが、名雪審議官が渡した文書、資料というのは、評価会合の文書だけなのでしょうか。

○森本次長 そのように聞いておりますし、そのようにホームページでもアップされてございます。

○記者 分かりました。

○司会 それでは、ヤスモトさん。

○記者 北海道新聞のヤスモトといいます。

確認なのですが、今回の処分の根拠となっている規則では、文書を渡した行為というのは、違反行為としては何に当たるのですか。

○森本次長 2つございます。まず、明示的に規定しておりますのは、被規制者等との面談を行う場合に、緊急時とやむを得ない場合を除いて2人以上で対応する。明確に、これに対する違反ということでございます。後者につきましては、いわば信頼の失墜をもたらすおそれがあるということでございまして、不適切という観点で、あわせて内規処分と考えています。

○記者 懲戒処分に当たる信用失墜行為とかとは別な、内規上のものという解釈ですか。

○森本次長 おっしゃるとおりで、国家公務員法上のいわゆる懲戒処分とは性質の違うものでございます。

- 記者 それと、すみません、日本原電から規制委に質問状が活断層調査に関して出ている状態で、審議官が現時点の状況で、儀礼上の挨拶とはいえ、会うことについて、本人は何かためらいというか、その辺の考えはなかったのかどうかというのは、何かお聞きになっていますか。
- 森本次長 一言で言うと、軽率にもそこに思いを至っていないということでした。
- 記者 それと、審議官がドラフトに関して、職務権限では、何か持っているのですか。作成するお立場であるとか、それはどういう。
- 森本次長 審議官はそれぞれ担務ございまして、名雪審議官の場合は地震・津波の関係で、いわば担当するという形になってございます。もとより審議官ですから、スタッフ職になるわけですが、規制庁では、審議官をヘッドにした、いわばチームを作っているのです、そういう意味では影響力があると考えています。
- 記者 文章を直したりすることもできるお立場。
- 森本次長 やればできることになります。
- 記者 もう一点だけ。今回、儀礼上の挨拶ということでお会いして問題が生じたわけですが、今後、儀礼上の挨拶に関して、何か制約であるとか、再発防止の一貫として、何かお考えがあればお聞きしたいのですが。
- 森本次長 おっしゃるとおりで、儀礼上の挨拶と、それから、実質の話になるということとはクリアに分けられないケースが生じると思いますので、その点について、ルールの中で決めていきたいと考えています。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 次、いらっしゃいますか。では、2列目の方。
- 記者 東京新聞のオオノと申します。
- 事実関係の調査とおっしゃられたのですけれども、これは名雪さん本人への聞き取りだけなのですか。
- 森本次長 まず、基本的に名雪本人の聞き取り、それから、ドラフトの内容と、その後の名雪本人の庁内での行動、あるいは原電から省内に対して何かアクションがあったかということについて調べたというものでございます。
- 記者 先程から金銭授受、それから、接待関係はないというお話でしたけれども、これは規制庁の方からありませんかという質問をして、ないと答えたのですか。
- 森本次長 おっしゃるとおりです。
- 記者 それと、処分のレベルなのですが、先程懲戒処分ではないということでしたが、それはそのとおりでよろしいですか。
- 森本次長 国家公務員法上の処分ではなく、規制委員会の内規処分でございます。
- 記者 レベルとして一番重いという話でしたけれども、他にレベルはあるのですか。

○森本次長 内規では、訓告が一番重く、その次が文書による嚴重注意、口頭による嚴重注意、または注意という4段階がございます。

○記者 分かりました。

○司会 次、ございますか。では、そちらの。

○記者 朝日新聞のコツボです。

本人は辞意を固めていらっしゃるとか、そういったことはあるのですか。

○森本次長 そういうふうには聞いておりません。

○記者 他に、給料の返納だとか、何か自主的な反省の意を示すようなことを話しておられたりというのはするのでしょうか。

○森本次長 反省は大変しておりますが、そういう話は聞いておりません。

○記者 具体的に何かをするということは、本人からは何も出ていないということでしょうか。

○森本次長 そうですね。

○記者 分かりました。

○司会 次、ありますか。では、ミヤザキさん。

○記者 共同通信のミヤザキです。

先程、原電からのアクションがないかどうかを調べたというのは、どういうことでしょうか。庁内の他の職員とか、担当課で調べたということ。

○森本次長 おっしゃるとおりです。審議官本人は、23日以降、その職務をとめておりますし、本人も体調が悪いということで休んでおりました。したがって、担当原課にアクションがあったかどうか確認をしたというものであります。

○記者 それでは、複数の職員に聞き取りをしたということですかね。

○森本次長 はい。

○記者 それから、確認なのですけれども、内規に違反するというのは、2人以上でなければいけないという点と、文書を渡したことが信頼失墜行為のおそれがあるという2点ということですね。

○森本次長 おっしゃるとおりです。

○記者 懲戒処分にならないのは、渡した資料が守秘義務のかかったものではないので、法律違反には当たらないということですか。

○森本次長 国家公務員法上の違反には当たらないと考えております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に。では、コイケさん。

○記者 朝日新聞のコイケです。

先程から同じ質問が出ているのですけれども、事実関係の調査の中で、名雪審議官に対して、どういうやりとりの中で渡ってしまったのかというところは聞いていないのでしょうか。

○森本次長 やりとりについてはもちろん聞いてございますが、そのやりとりというのは当然相手方のある話でございます。また、御覧いただくと分かりますが、面談記録の中にも書いてございます。そういった内容だろうと。それよりも、問題は、そういう形でそういう話をし、かつ、そういう資料を渡してしまったということが問題だと考えております。

○司会 よろしいですか。

○記者 もう一つ。事実関係の調査というのは、今回でもう終わっているということなのでしょうか。それとも続いている、もう少し詳しく何か出てくるということはあるのでしょうか。

○森本次長 基本的には、この事実関係の確認をして、審議官本人の処分及び更迭ということで終結したと考えております。

○記者 先程もおっしゃっていましたが、原電側には話は聞かない。

○森本次長 はい。

○記者 それだと裏がとれない形になるのですけれども、それでも聞かないと。

○森本次長 必要なことは、本人がドラフトを渡したという事実、そして面会をして実質のある話をしたという事実、これを確認がとれましたので、それをもって処分したということでございます。

○司会 よろしいですか。では、最後、オカダさん。

○記者 NHKのオカダです。

今回、原子力規制庁としての判断ということでよろしいのでしょうか。

○森本次長 原子力規制委員会としての判断になります。人事権者は委員長でございますので。

○記者 ということは、先程も処分、更迭したことで今回の調査は終結したとおっしゃいましたけれども、それも田中委員長を初め規制委員会5人の一致した、もしくは納得した、これでよしとしたということでしょうか。

○森本次長 正確に申し上げれば、人事案件について、人事をするという権能、それから、処分をするという権能というのは委員長、あるいは長官にございます。したがって、そのラインで決定したのですが、各委員についても、それぞれお話をし、了解をいただいております。

○記者 先程から何度も繰り返し出ているのですけれども、どういう流れで、どういうやりとりがあったかということを示さない以上、再発防止ができないと思うのですけれども、その点についてはいかががお考えですか。

- 森本次長 問題は、そもそも規制委員会で透明性をもって被規制者を対処するという意味で、1人では会ってはならない、2人以上で会うようにということをきちっと確保する。また、実際に会った時には面談記録を作って、かつ、その資料のやりとりについて公表するという形をとるということを徹底するということであろうかと思えます。それによって基本的な再発防止を図っていきたい。ただ、それが今回十分機能していなかったのもので、その点を徹底したいということをございます。
- 記者 発足4ヶ月余りですけれども、こういったことで透明性の確保が揺らいでしまったと思うのですけれども、今後の取り組みは別として、透明性が確保されなかったということについては、改めてどういうふうにお感じですか。
- 森本次長 委員長のコメントにもありましたように、そもそも原子力規制庁、規制委員会というのは、原子力の規制組織としての信頼回復に努めていく中で透明性を維持すると、こういうことが必要だということ、徹底するよということが最初からあったものでございます。そういう意味で、こういう行為があったということは大変遺憾だと委員長も言われていますし、私どもも全くそのように考えております。
- 記者 信頼回復に足るかかどうかというところは、先程からたくさん記者から指摘があって、要するに、これ以上、経緯を明らかにしないと、そういったところ、まだ問題が残っているまま終結というような形だと思うのですけれども、それでもやはりこれ以上のことはないのでしょうか。
- 森本次長 一番の経緯、本人から確認をし、実態として周辺も調べておりますけれども、結局、本人の軽率な行為というところは確認がとれましたので、今回処分をさせていただいたというものでございます。
- 記者 本人が言ったからよかったようなものの、言わなかったら表に出ていなかったかもしれないという意味で、さらに厳しく今回の経緯を調べる必要があると思うのですけれども、それでもこれで終結なのでしょうか。
- 森本次長 面談というものを、儀礼上のものと、そうでないものがクリアに分けられないというルーズな対応が審議官にあったというところは大変問題だと思っております。その点について、そういうことが再発しないようにきちっとやる、それによって信頼を回復するというふうに取り組んでいきたいと思えます。
- 司会 では、以上で会見を終わりたいと思えます。
- 記者 共同通信のシズメです。さっきの、2人の名前が出るかどうかということと、誰が聴取したかということだけ知りたいのです。
- 司会 では、それで最後にさせていただきます。すみません、時間の関係上。
- 森本次長 常務以外の名前ですね。ちょっと、今、手元にはないのですが。
- 記者 後で出るということでもいいです。

それから、聴取したのは誰ですか。名雪さんから話を聞いたのはどなたで、どれぐら

いの時間ですか。

○森本次長 聴取としては、組織を挙げて、幹部で行いました。

○記者 時間は。

○森本次長 時間は、それも確認させていただいてよろしいですか。

○司会 では、カワイさん。

○記者 日経新聞のカワイです。

文科省に出向させたということでしたが、出向元に戻らないノーリターンルールがあったと思うのですが、これはどうなったのでしょうか。

○森本次長 今回、更迭ということなのですけれども、設置法上、確かにノーリターンの規定はございます。ノーリターンについて、設置法上と照らし合わせまして、基本的にノーリターンルールについては5年間は猶予期間が存在するというのが1点。その5年間について、本人の意欲、適性等を勘案して、特にやむを得ない事由があると認める場合にはこの限りでないという規定がありまして、これを適用させていただきました。

○記者 あと、儀礼上の挨拶とおっしゃっていましたが、既に面識があつて、何回も会合等でも一緒になっている人と儀礼上の挨拶をするというのはよく分からないのですが、儀礼上の挨拶という定義は何ですか。

○森本次長 儀礼上の挨拶というのは、規制に関する、あるいは実際の審議にかかっているものについて話をしないということでございます。また、時間も短いものでなければならぬと考えております。

○記者 それから、基準の骨子案が先日決まりましたけれども、これまでこの公表を待っていたというのは何か意味があるのでしょうか。

○森本次長 いえ、ありません。

○記者 先にこのことを公表してしまつては、基準の骨子案自体に疑問がつくとか、信頼が揺らぐから、先に公表しなかったということはなかったのでしょうか。

○森本次長 それはございません。今回、訓告という処分、それから、更迭という人事異動を伴うに当たって、厳格に、一応、事実関係を確認したいということで時間がかかったものであります。

○記者 いつまで出勤されていたのですか。

○森本次長 23日。24日から休んでおります。

○記者 24日は出ていらした。

○森本次長 24日は出ておりません。

○記者 私が24日に名雪審議官とお話しした時は席にいらっしゃいましたが。

○森本次長 ああ、そうですか。ちょっとお待ちください。失礼しました。23日以降、職を外したということございまして、1月25日より体調不良を理由に休みをとっており、本日出勤いたしました。本日付で異動となっております。

- 記者 この件について、報道機関から、なぜ担当替えがあったのかということについて
問い合わせがあったと思うのですけれども、なぜそれを公表しなかったのでしょうか。
- 森本次長 事実関係を確認するためでございます。
- 記者 ただ、既に処分が出ていたわけですね。
- 森本次長 処分は今日出しております。
- 記者 23日に訓告をしたとおっしゃっていませんでしたか。
- 森本次長 いや、訓告の処分は今日でございます。
- 記者 23日にしたのは何でしたか。
- 森本次長 これは事実上の譴責です。
- 記者 私が24日になぜ担当替えになったのかというのを取材をした際に、体調不良だと
答えられていると思うのですけれども、これはなぜでしょうか。
- 森本次長 その時点では、まだ事実関係を最終確認はできておりません。したがいまし
て、事実関係で申しますと、23日に長官より譴責をし、担当職務から外す暫定措置をと
ったという状態です。事実が確認できたものですから、本日付で処分をし、かつ更迭を
するというものでございます。
- 記者 ただ、譴責処分があったにも関わらず、問い合わせに対して、体調が悪くて休む
とおっしゃっていて、それは事実と反する説明なのではないかと思うのですが。
- 森本次長 譴責というのは処分ではございません。また、担当した職務から外すという
のも暫定措置で、制度上のもものではございません。
- 記者 制度上のものでないから、体調が悪いから休むというふうに説明してもいいとは思
えないのですけれども、その後にあった幾つかの重要な決定が終わるまでは公表を待
とうというような発想があったのではないのでしょうか。
- 森本次長 いや、そういう意図はございません。
- 記者 適切な回答だったと思われませんか。
- 森本次長 実際に本人が25日より体調不良で休んでおりますので、事実と即していると思
いますが。あと、もう一つ申し上げれば、これだけの、いわば本人にとっての処分
でございますので、事実関係の確認に手間取ったのには御理解いただきたいと思ひます。
- 司会 よろしいですか。あと、質問ある方。では、今、手を挙げられているお二方で終
わりにしたいと思います。最初にタテヤマさん。
- 記者 すみません、度々。TBSのタテヤマです。
審議官は、他の電力会社の方とも儀礼上の挨拶で接触があったというお話だったの
ですが、例えば、断層調査に関して、東通ですとか、大飯などに関して、同じような事象
があったとか、そういうことについて確認はされているのでしょうか。
- 森本次長 同じような事象というのは。
- 記者 つまり、事業者の方と面会をし、審議に関わるような案を渡していたり、内容に

ついて漏らしていたということについて調査をされたのでしょうか。

- 森本次長 本人からは、儀礼上の挨拶はしたということは聞いております。それを確認いたしました。
- 記者 つまり、自己申告であって、他にもこういった事例があったかどうかということについて、確認はとれていないということですか。つまり、書類を渡したですとか、審議の中身を漏らしたですとか、そういうことはないというふうに、自己申告だということですか。
- 森本次長 審議そのものは全部透明で。
- 記者 公開ですけれども、例えば、庁内での議論ですとか、そういったことを事業者側に漏らしたということはないと、本人がそう言っているだけ。
- 森本次長 おっしゃるとおりです。
- 記者 それは確認はとっていないということですね。
- 森本次長 そうですね。
- 記者 今回の事案が初めてだったということですね。
- 森本次長 そのように認識しています。
- 記者 分かりました。

○司会 では、最後、キノさん。

- 記者 フリーのキノですけれども、調査で確認なのですけれども、今、これ以上の調査をされる予定がないというお話のようなのですが、十分とした根拠はどのようなところにあるのでしょうか。
- 森本次長 繰り返しになりますけれども、本件、名雪審議官の非常に軽率な行為でありまして、その事実の確認、つまり、1人で面会し、規制に係ると申しますか、実態のある話をした、また、このドラフトの資料を渡したという事実を確認し、さらに、それを受けて訓告という処分、そして更迭という異動をしたということでございます。
- 記者 それは重々分かるのですけれども、実際に何を話したかというのは全部自己申告であって、全く裏をとっていないわけですね。にも関わらず十分とした根拠が分からないのです。普通、調査というのは、一方だけの話を聞くのではなくて、きちんと調べるのであれば、両者の話を聞くのが当然だと思えるのですが、その辺をされないのはどういう理由なのでしょうか。
- 森本次長 どんな理由であれ、資料を渡したというのは軽率だと考えております。また、本人は、秘密の打ち合わせなどという意識はなかったということではありますけれども、そういう資料を渡したという事実、また、そういう面談をしたという事実、その重さに変わらないということで処分をしているものでございます。
- 記者 確認ですが、今後も同じようなことがあった場合は、自己申告の聴取だけで処分を済ませるという方針は変わらないのでしょうかね。

- 森本次長 今後、そういうことがないように、再発防止を図ることがまず第一と考えております。
- 記者 いや、再発防止にならないですよ。内容も詳しいことは分からないで、自己申告だけなので。今後も自己申告だけで処分を済ませるのか。それはイエスかノー、2つしかないと思うのですが、どちらでしょうか。
- 森本次長 再発防止策についてしっかりやるということです。今の段階でどういう再発防止策をとるかについては検討中ですが、そうした事態がないように努力したいと思います。
- 記者 すみません、お答えいただけない理由は何でしょうか。私がお伺いしているのは再発防止策の有無ではなくて、今後も同じ調査の方法で済ませるのかと、そういうことなのですが。
- 森本次長 仮定の話なので、今の段階でお答えはできません。
- 記者 仮定ではないですよ。その仮定というのがよく分からないのですけれども、今回前例を作ったわけですから、同じようなことがこれからあった場合にどういうふうに対処するかというのは前例に則ってやられるわけですね。だとすると、今回のように自己申告で終わる。
- 森本次長 繰り返しになりますけれども、第一に、今回の問題点というのは、軽率にも1人で会い、実質的な話をしたということ。それから、ドラフト段階の資料を出したということが処分に値するというので対処するものでございます。
- 記者 今回の調査の方法というのは、従来から、問題があった場合は、規制庁としてはこういうやり方で処分をして調査をして済ませるといのは、枠組みというか、決まりはあったのでしょうかね。
- 森本次長 特にありません。
- 記者 そうすると、次回からも、また特にない状態の中で、どういう処分になるか分からないということですかね。調査の方法を含めて。もしあった場合は。仮の話ですけれども。
- 森本次長 そうですね。
- 記者 それと、一点、確認なのですが、事業者側に特に話も聞かないということなのですが、儀礼上の挨拶とって利益を受ける側が寄ってくるのはよくある話で、それを挨拶だから大丈夫という話で、事業者側に話を聞かない理由もちょっと分からないのです。
- 森本次長 儀礼上の挨拶ということでアポをとり来た人間が、それにとどまらないで話し込むということについては、大変遺憾だと思っています。そういう意味で言うと、まさにこの審議官が自らを律するべきであって、その点、例えば、途中で中身に入る場合には、途中からでも他の職員に同席を求めるといった対応をすべきだったということで、極めて軽率だと考えております。そこは規制庁職員として律するべきだと考えています。
- 記者 事業者側に対しては調査をしないというのは、調査をする権限がないのか、それ

とも、ただ単にしないのか、どちらでしょうか。

- 森本次長 繰り返しになりますけれども、規制庁職員として透明性を確保するというところを自ら実現するというのが、まず規制庁職員の責務であると思っております。その点をしっかり対処するのがまず大事なことだ考えます。
- 記者 もちろん、それはそうなのですけれども、事業者側に対してアクションを何も、先程事業者のやり方は遺憾だというお話がありましたけれども、そういったことも伝えないのか。
- 森本次長 今回の処分、対処というのは、こういう形で皆さんにもオープンにさせていただいたように、このことについては、事業者にもしっかり伝えていきたいし、これから規制庁に来られる場合には、しっかりとその点については徹底したいと思います。
- 記者 そうすると、確認ですが、事業者側から儀礼上の挨拶ということで今後も接触あると思えますけれども、そういったことは、一応、フリーというか、自由にできるという、そういう状況ですかね。
- 森本次長 儀礼上の挨拶そのものについて、今、制約をかけているわけではございませんけれども。
- 記者 その上で、要するに問題があった場合でも、事業者側にはペナルティがないわけですね。そういう意味で、リスクを負わないで、いろいろ働きかけをするチャンスはあると思うのです。
- 森本次長 それはまさに規制庁職員がしっかりとやるべきことだと考えています。
- 記者 それに対する事業者側への、確認ですけれども、調査権限があるかないかというのは、有無というのは、どちらでしょう。
- 森本次長 権限という意味ではないのではないのでしょうか。
- 記者 分かりました。

○司会 以上で終わりたいと。では、1点だけ。よろしいですか。1点でお願いします。

○記者 朝日新聞のニシカワです。

アップロードをされた資料を見たのですけれども、そこに手書きで書いてあるところがあるのですが、これは名雪審議官が書いたものかどうかということと、あと、先程名雪審議官は、書き直す、修文する権限があるとおっしゃいましたけれども、そうした事実はないのか。つまり、原電とのやりとりをして、それで譴責を受けるまでの間に修正されたという事実はないのか、それをお願いします。

○森本次長 まず、アップロードされた資料の手書きのものは名雪審議官のものでございます。

それから、原電と会ってから、名雪審議官から、文章の修文について、指示なり、実際にやったという行為がないことは確認しております。

○司会 では、以上で会見を終わりたいと思います。ありがとうございました。

—了—